

地域経済守るため「給与改定早期実施を」

連合岩手・県公務労協が達増知事に要請



12月1日、連合岩手と県公務労共サービズ労働組合協議会(県公務労協)は、連名で「被災地の地域経済を守り、県内経済の拡大を図るための県人事委員会勧告の早期実施を求める要請書」を達増知事に手交した。冒頭、連合岩手豊巻会長から「年内の給与改定が見送られているが、地域経済への影響が大きい。早期改定に努力いただきたい」と要請。これに対し、達増知事は「被災地の経済情勢や県人勧の趣旨、年末年始の需要も考慮すれば早期改定は大事と認識している。要請はしっかりと受け止めた」とし、一定の理解を示したが、具体的対応については言及しなかった。要請に同席した県職労小野委員長から「現場職員のモチベーションに水を差さないよう勤務意欲維持の取組みをすべき」とし、使用者たる知事の対応を求めた。

小野委員長 職員のモチベーション確保に配慮すべき

県職労では早期の給与改定や給与制度の総合的見直し阻止等の越年課題について県地公共闘が行う知事あて「大型ハガキ」署名(左記)に取り組み。引き続き闘争への結集をお願いする。

15人勸「完全実施」を閣議決定するも地方に待った!

安倍内閣は12月4日に給与関係閣僚会議と引き続き人事院勧告の完全実施を閣議決定した。今後、1月4日開会の通常国会に改正法案を提案し、成立させる見通しだ。しかし、同日付けで各自自治体に対して総務大臣通知により、「地方自治

上・職員のモチベーション確保に配慮を求める小野委員長(右から3人目)、左・達増知事に要請書を手渡す豊巻連合会長、右へ澤瀬公務労協議長、小野県職労委員長、金田一公務労協事務局長

岩手県職労

月2回刊=1450号
2015年12月15日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合
印刷所 盛岡市上田二丁目17-4 有限会社 ジョー印刷企画 一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

人生予報、晴れたり曇ったり

雨の日だってあるのが人生。仲間同士の助け合いで備えましょ。入院は日帰りからお支払い、ケガのときは通院だけでも保障。5大人病の入院も手厚カバー。◆お申し込みは組合へ

じちろうの団体生命共済

全労連 全労連岩手県支部 自治労共済本部

「コーヒー1杯分」
国際連帯救援
カンパにご協力を!

詳しくは支部書記局まで

組合加入促進に全方上げよう

久慈支部が定期大会開催

久慈支部は11月26日、合同庁舎内の会議室で第51回定期大会を開催した。大会には代議員26人、傍聴1人が出席し、大会議長には保健福祉環境部分会の佐藤代議員が選出された。冒頭のあいさつに立った佐藤一哉支部長(林務部分)は「久慈支部は11月24日の盛岡支部は11月24日次の通り支部体制を確立した。」と述べた。続いて本部の大崎書記長からは「なにも言わなければ現状以上に悪くなる、声を上げることが大事。各職場からの意見を期待します」と挨拶があった。

支部長に加藤さんを再選

盛岡支部が体制確立

盛岡支部は11月24日次の通り支部体制を確立した。

支部長 加藤 秀樹(振興局保健福祉環境部)

副支部長 高橋 洋光(産業技術短大)

遠藤 誠(振興局土木部)

書記長 熊谷 勝文(振興局農林部)

書記次長 小野 善明(振興局経営企画部)

執行委員 藤澤 真澄(盛岡農改良普及センター)

上野 桂(団体障がい者手帳)

三浦 和弘(産業技術短期大学)

高橋 孝司(北上市立流石大遺跡)

菊池 文明(振興局土木部)

山中 拓哉(環境保健研究センター)

泉 憲裕(振興局林務部)

千葉美由喜(振興局農政部)

永田 憲一(振興局農村整備室)

尾張 利行(畜産研究所)

会計監事 松坂 竹志(振興局林務部)

小原 将貴(振興局農政部)



組合加入促進・越年闘争への結集を確認した大会

知事あて「大型ハガキ」署名 要請署名に改めて結集を

2016年1月
岩手県知事 達増拓也 様
岩手県地方公務員共闘会議 議長 砂金良昭

要 請

日頃、職員の労働条件の改善に御尽力されている貴職に対し敬意を表します。さて、2015年度の給与改定については岩手県人事委員会から公民間交渉に基づくプラス改定が勧告されましたが、現時点で給与改定が行われず、給与改定が行われていないため、民間賃金との不均衡が生じた状態のままです。加えて、同時に勧告となった「給与改定の総合的見直し」については、中高年齢層を中心に大幅な賃金削減となり、勤務意欲の失墜につながるもので、非常に問題のある制度です。今求められるのは、震災復興に邁進する職員が安心して働くことができる処遇であり、手当等を含めた賃金改善を行うことです。については、早期の公民間交渉と、職員の生活保障と勤務意欲の向上を図る観点から、下記事項について対応して頂くよう要請いたします。

- 記
- 1 岩手県人事委員会の勧告に基づく給与改定について、生計費確保のためにも早期に実施するとともに、年度内の差額支給を確実にすること。
 - 2 給与改定の総合的見直しについては、職員の多くが現給保障対象となり、賃金が上がらないばかりか、生涯賃金では引下げとなる制度であり実施しないこと。加えて職員の勤務意欲が維持できる賃金改善を行うこと。
 - 3 現在行われている55歳昇給抑制などの措置を終了させ、定年までの昇給を確保するなど勤務意欲を回復させる措置を実施すること。
 - 4 諸手当の改善について、通勤等で長期にわたり自己負担となっている実態を踏まえ、速やかに改善措置を講ずること。

【職場の要求】※一人一言、職場要求を記載して下さい。

氏名	氏名

「温故知新」という言葉がある。2015組織集の「人勧にまなぶ歴史セミナー」では県職労運動を牽引してきた諸先輩方の当時の運動への熱意が伝わってきた(詳細は裏面に掲載)。最も印象に残ったのは県職労運動の原点は「職場組合員の切実な要求にあり」ということだ。84年確定闘争では、当局の度重なる人勧凍結や値切りに多くの組合員が怒り、スト突入に踏み切った。先輩方からは、「当局の不当処分に対しても皆で議論してストに踏み切ったので後悔はしていない」と、ストに結集した仲間どうしで互いに讃え、支部活動が強化されたとの話を受けた。まさに職場の中に共にたたかう仲間ありという意識があった。今はどうか。2015年確定闘争は越年となり、年内の差額支給が行われぬ事態に陥った。さらに総合的見直しによる減額もあるとなれば、本来は当局の姿勢にもっと怒るべきだし、ストライキの声が挙がってほしいはずだ。来年1月の再交渉に向け組合員の切実な要求を集約し、当局に突き付けていく。黙って流される一方であり、当時、果敢に闘った先輩の運動にまなび、職場から闘争を再構築していく。

2015 組織集会

人 勧 闘 争 を ま な ぶ 歴 史 セ ミ ナ ー

果敢にたたかった先輩方の人勧闘争にまなぶ



2015組織集会「歴史セミナー」

●84ストライキの背景
 (問) 1984年当時の闘争課題は？
 (伊澤) 80年代前半は人勧でプラス勧告が続き、賃金アップしてきたが、国では82年に凍結、83年には値切り、84年も値切りをしてきた。人勧は労働基本権の代償措置であり、支部学習会を通じて問題を組合員で共有してきた。当時はスト配置を背景に分会で所属長に対して勧告の完全実施を知事に上申するよう要求してきた。県職労の闘争は現場にある。現場の仲間の声をもとに要求し、団結していくという運動があった。

2015確定闘争は国の給与改定が決定していないことを理由に給与改定が越年となった。1980年代も国が人勧の凍結(不実施)・値切り(改定率縮減)を繰り返すなど労働基本権の代償措置たる人勧が行われない事態が生じた。当時はこれに対し労働基本権が侵害されたとして、ストライキを配置して当局に抗議した。当局は地公法違反としてストに加わった組合員に対する不当処分を繰り返したため、その撤回を求め、県職労は県人事委員会に161人の不服申立を行い、不当処分撤回闘争を取り組んできた。しかし、長期間にわたり審議が中断する異常な状況のなか、申立人の多くが退職するなど再開が困難となり、遺憾の極みながらも審理の再開・継続を断念せざるを得ないとし、2014年5月に人事委員会に取下げ書を提出し、闘争を終結した。



笹田昭市さん

(問) 組合員の思いは？
 (笹田) 北上支部では83年人勧値切りの時は分会の意見でストを見送った。しか



伊澤昌弘さん

公務員の生活だけでなく、県全体では所得水準が低く、上がらないと地域経済が廻らないことも議論をしてきた。凍結、値切りが続くのは黙っていられないと感じた時代だった。
 (問) ストは違法では？
 (伊澤) 地公法第37条にスト禁止の規定があるが、当時の行動は労働基本権の代償を無視し、人勧の値切りをした当局に対して労働基本権を行使して意思表示をしたものであり、違法ではないと考えている。



八幡孝幸さん

(問) 不当処分撤回闘争とは？
 (伊澤) 労働基本権の代償措置が守られないなか、この問題を意思表示するストは正当であり、それに対する当局の処分は不当だとし、不当処分の撤回を求めた。特に84年は支部四役まで処分を受けた。人事委員会に

し84年値切りの時は分会の激論で、ストをやらなければならぬとの意見にまとも、ストを行った。分会役員は全員参加し、その後も分会がまとまって支部活動が活発化した。ストを通じて得たものは大きかった。
 (八幡) 支部役員よりもむしろ各分会からストをやるべきとの意見が多かった。労働基本権の代償措置を守ってもらわないと困るとの意見から、ストは当然行うべきとの意識で闘いを進めてきた。



歴史セミナー進行役の高橋青婦部書記次長、佐々木中執

開が困難となり、遺憾の極みながらも審理の再開・継続を断念せざるを得ないとし、2014年5月に人事委員会に取下げ書を提出し、闘争を終結した。
 2015確定闘争の情勢や不当処分撤回闘争にひとつの区切りを迎えたことを踏まえ、1984年の10・23ストライキをたたかい抜いた伊澤昌弘さん(当時・二戸支部書記長)、笹田昭市さん(当時・北上支部長)、八幡孝幸さん(当時・遠野支部書記次長)から当時のたたかいを振り返り、職場の状況や取り組みに向けた仲間の心情など話していただいた。

●今後の県職労運動に向けて
 (伊澤) 自民党憲法草案では、労働基本権を定める憲法28条に新たに公務員の労働基本権を削除することができると規定を設けてようとしており、極めて問題がある。昨今は職員が減らされ、再雇用、臨時・非常勤職員が増えていることからそれぞれの専門部会を設けて組合で結集し、みんなで考えようという組織作りが必要と思う。
 仲間を大切に作る運動を作って欲しい。

写真で振り返る一年のたたかい



 6.8反核・平和の火リレー	 新総務部長と着任交渉(4/20)	 第1期新採ガイダンスの模様(4/9・清温荘)	 2015年スタートとなる「県庁・盛岡支部合同旗開き」(1/7)
 戦争法案の強行採決に抗議する9.17県民集会デモ	 県議選で推薦候補者4人が当選。写真は小西和子選挙事務所の喜びのようす(9/6)	 再選を勝ち取り、家族の祝福を受ける中村亨盛岡市議(8/23)	 鈴木忠幸二戸市議(県職労組織内)がみごと9選を果す(7/26)
 確定闘争終盤での「人事課総括課長交渉」支援の座り込み(11/2)	 地公共闘・人事課総括課長交渉(11/2)	 11.2地公共闘総決起集会(公会堂大ホール)	 現業評議会、人事課総括課長交渉(10/23)
 人事委員長交渉支援のため10階フロアに座り込む組合員(10/6)	 地公共闘・熊谷人事委員長交渉(10/6)		

年末・年始の事故等には十分お気をつけてください。

寒さが厳しい冬期の外出では、路面凍結等もあり車の運転には十分に気をつけなければなりません。
 また、年末・年始の休暇は帰省や旅行で出かける機会が増えたり、雪道に慣れていない県外からの車両が多くなったり、いつにも増して注意が必要です。万が一の事故の際は自治労マイカー共済の緊急連絡先へ！

◻マイカー共済事故受付センター◻
 フリーダイヤル 0120-0889-24
 ◻自治労マイカー共済ロードサービス◻
 フリーダイヤル 0120-889-376